

## 令和3年度十和田市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性に関する意識啓発及び木造住宅の耐震改修の促進を図り、震災に強いまちづくりに寄与することを目的に、市内に存する木造住宅の耐震診断を実施する所有者に対し、市が令和3年度予算の範囲内において耐震診断員を派遣して耐震診断を行う十和田市木造住宅耐震診断支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価すること（2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートによるものに限る。）
- (2) 耐震診断員 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者であって、市の派遣依頼に基づき耐震診断を行うものをいう。

### (対象住宅)

第3条 耐震診断員の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、十和田市内に存し、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され又は増改築した住宅で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項に規定する確認済証の交付を受けていること。ただし、同年6月以後増改築されていないものに限る。
- (2) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。）で、地上階数が2以下であること。
- (3) 延べ床面積が400平方メートル以下であること。
- (4) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (5) 現に所有者等（所有者又はその親族であって、当該住宅に居住し、又は居住することを予定している者をいう。以下同じ。）が居住の用に供していること。

(6) 対象住宅の所有者等が市税等を滞納していないこと。

(派遣の申込み)

第4条 耐震診断員の派遣を希望する者は、構造的に独立した棟ごとに、令和3年度十和田市木造住宅耐震診断支援事業耐震診断員派遣申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に申し込まなければならない。

(派遣の決定)

第5条 市長は、前条の申請内容を審査し、耐震診断員の派遣の可否を決定し、令和3年度十和田市木造住宅耐震診断支援事業耐震診断員派遣決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による派遣の決定の内容を変更する必要があるときは、当該決定の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第6条 前条第1項の規定により派遣の決定を受けた者（以下「派遣対象者」という。）は、耐震診断員の派遣を辞退するときは、速やかに令和3年度十和田市木造住宅耐震診断支援事業耐震診断員派遣辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定の取消し)

第7条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定による派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、令和3年度十和田市木造住宅耐震診断支援事業耐震診断員派遣決定取消通知書（様式第4号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣に要する費用)

第8条 派遣対象者は、別表に定める派遣対象者負担額を耐震診断の前に、派遣さ

れる耐震診断員の所属する事業者を支払わなければならない。

2 市長は、別表に定める市負担額を当該事業者を支払う。

(耐震診断の結果の通知)

第9条 市長は、耐震診断の結果を令和3年度十和田市木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書(様式第5号)により当該派遣対象者に通知するものとする。

(耐震診断員等の責務)

第10条 耐震診断員及び当該業務の関係者(以下「耐震診断員等」という。)は、耐震診断に関し職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 派遣対象者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。

(2) その他耐震診断員等としてふさわしくない行為を行うこと。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第8条関係）

対象住宅の延べ床面積 （1棟あたり）	市負担額	派遣対象者負担額
200㎡以下	136,000円	11,000円
200㎡を超え250㎡以下	136,000円	32,000円
250㎡を超え300㎡以下	136,000円	53,000円
300㎡を超え350㎡以下	136,000円	75,000円
350㎡を超え400㎡以下	136,000円	96,000円

注 上記の金額は、全て消費税及び地方消費税相当額を含む。